

国土交通省所管公共事業の 事業評価実施要領の改訂について

国土交通省 近畿地方整備局

令和8年6月

事業評価監視委員会の実施要領の改訂

- 対応方針「見直し継続」→「改善継続」に変更
- 「改善継続」の対象
事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、
「社会的要請」、「事業実施環境」、「現地条件」による変更

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設(事業計画・構造等)の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

<改善継続事業の対象>

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウントビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、

- 「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合や
- 事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合

社会的要請

(社会の価値観の変化など)

- ・上位計画の変更
- ・災害等を踏まえた基準見直し

事業実施環境

(合意形成・地元協議など)

- ・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応

現地条件

(事前調査との乖離など)

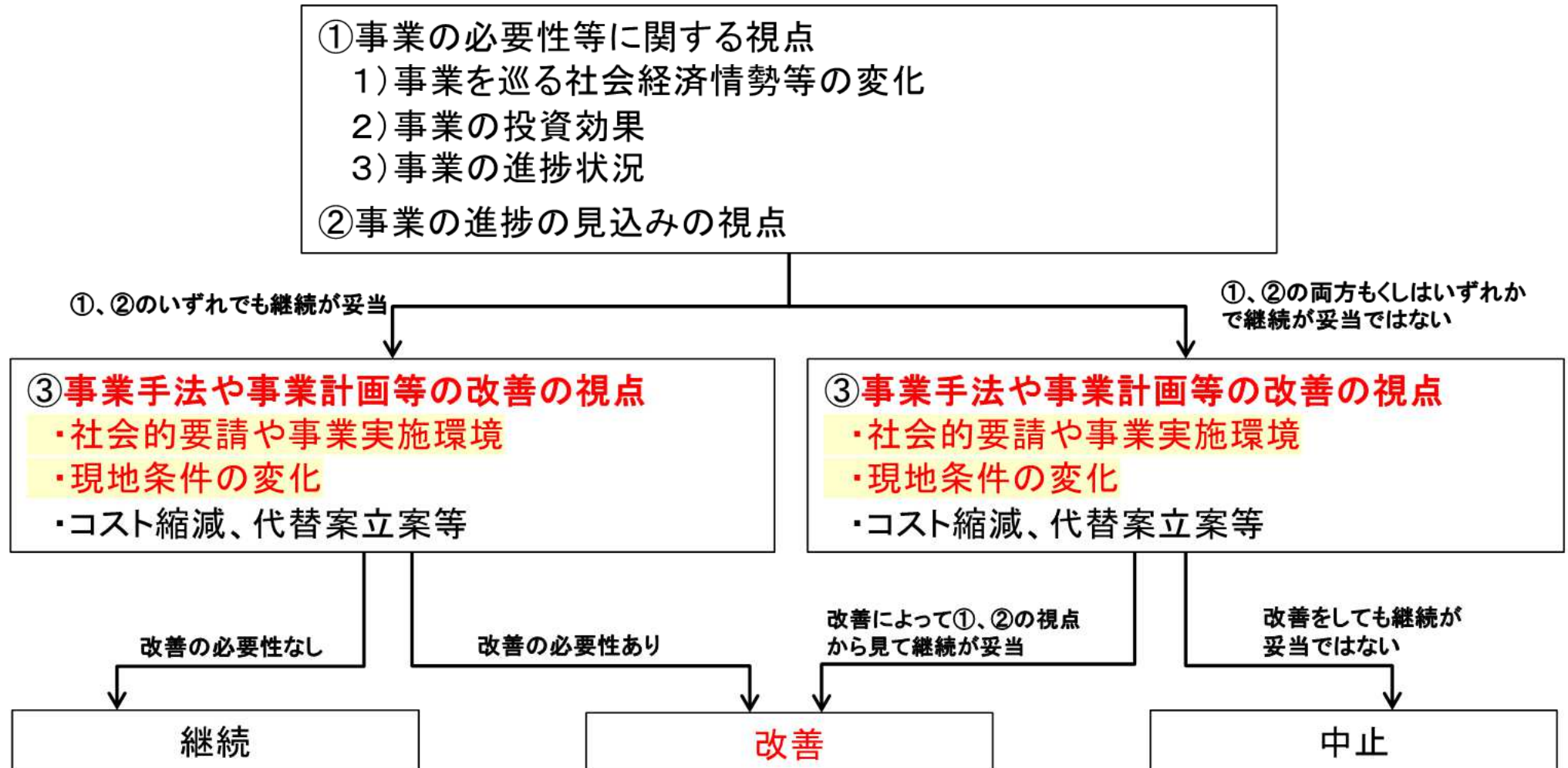
- ・現地調査結果を踏まえた変更

改善継続事業

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

- 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針又は対応方針(案)決定の考え方 改定の方向性



※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。
令和7年度第2回公共事業評価手法研究委員会資料 抜粋(一部追記)

公共事業評価手法研究委員会委員長 発言要旨

- インフラ整備は事業が承認されてから終了するまで長期にわたることも多く、価値観の変化や地元要望の変化があることは当然。変化に対応し、適切な事業計画・構造に変えていくことが重要。
- 事業計画の見直しは常に実施すべきだが、「見直し」という言葉が、暗黙のうちに「縮小」と捉えられているのではないか。「見直し」ではなく「改善」という表現のほうが適切ではないか。

令和7年度 第1回 公共事業評価手法研究委員会 資料

- 長期に渡る公共事業は、後発的な事情により、事業内容を見直す場合がある一方で、近年、事業再評価において「見直し継続」が選定されていない
- 「見直し」の考え方を明確にすることで、事業再評価プロセスを通じて事業計画(変更)の透明性を図るべきではないか。

令和6年度予算に向けた再評価について

【公共事業関係費】

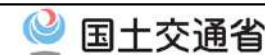
事業区分	再評価実施箇所数						再評価結果			
	一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	中止	評価手続中	
河川事業	0	1	0	15	18	34	34	0	0	0
砂防事業等	0	1	0	3	1	5	5	0	0	0
海岸事業	0	0	0	3	1	4	4	0	0	0
道路・街路事業	6	10	0	10	91	117	117	0	0	0
港湾整備事業	0	1	0	9	16	26	26	0	0	0
都市公園等事業	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合計	6	13	0	40	128	187	187	0	0	0

公共事業評価手法研究委員会委員長 発言要旨

- ・ ボーリング調査などの事前調査を充実することは限界があり、調査結果を踏まえた工法の見直しも「改善」と捉えてよいのではないか。

令和7年度 第1回 公共事業評価手法研究委員会 資料

事業の「見直し継続」の考え方について



- ・ 各分野において様々な事業内容の変更に基づく再評価が実施されているが、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、総合的な評価であることを踏まえ事業評価における評価の視点の検討においては「見直し継続」と評価する際の観点についても見直す必要があるのではないか。

事業内容の変更が生じた例

<道路事業の場合>

○社会情勢の変化等に伴う事業内容の見直し

- ・ 史跡の指定、周辺の交通ネットワークの変化
- ・ 災害等を踏まえた構造の見直し など

○現地条件を踏まえた事業内容の見直し

- ・ 現地調査結果を踏まえた設計条件の見直しに伴う構造変更
- ・ 設計の進捗に伴う見直し
- ・ 交通規制の制約、警察協議をふまえた見直し など

○事業効率化等による事業内容の見直し

- ・ 車線数減、IC形状の変更、IC配置の見直し など

<河川事業の場合>

○社会情勢の変化等に伴う事業内容の見直し

- ・ 河川整備計画の目標変更または整備施設の変更
- ・ かわまちづくり計画の登録に伴う整備内容の追加 など

○現地条件を踏まえた事業内容の見直し

- ・ 現地調査結果を踏まえた設計条件の見直しに伴う構造変更
- ・ 設計の進捗に伴う見直し
- ・ 地方自治体や関係機関協議をふまえた見直し など

「見直し継続」と評価する観点（案）

- ・ 以下の観点を踏まえた分類について検討

- **社会的要請**
(上位計画の変更、災害等を踏まえた基準の見直しなど)
- **事業効率化**
(実施環境の変化や早期効果発現による効用の最大化など)

※現地条件の変更や軽微なものは見直し継続として扱わない

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

【新旧対比表】再評価（公共）【1／3】

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">国土交通省所管公共事業の再評価実施要領</p> <p>公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。</p> <p>第1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。</p> <p>(中略)</p> <p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 再評価の実施手続</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の改善及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p>	<p style="text-align: center;">国土交通省所管公共事業の再評価実施要領</p> <p>第1 目的 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。</p> <p>(中略)</p> <p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 再評価の実施手続</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p>

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

【新旧対比表】再評価（公共）[2/3]

(新)	(旧)
<p>(中略)</p> <p>3 再評価の視点</p> <p>再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。</p> <p>① 事業の必要性等に関する視点</p> <p>1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。</p> <p>2) 事業の投資効果 事業の投資効果やその変化。 原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。 なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。</p> <p>3) 事業の進捗状況 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 事業の実施のめど、進捗の見通し等。</p> <p>③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請 ・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化 ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化 ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案 <p>4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方</p> <p>① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。</p> <p>② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>3 再評価の視点</p> <p>再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。</p> <p>① 事業の必要性等に関する視点</p> <p>1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。</p> <p>2) 事業の投資効果 事業の投資効果やその変化。 原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。 なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。</p> <p>3) 事業の進捗状況 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。</p> <p>② 事業の進捗の見込みの視点 事業の実施のめど、進捗の見通し等。</p> <p>③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。</p> <p>4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方</p> <p>① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。</p> <p>② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。</p>

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 再評価 =

【新旧対比表】再評価（公共）【3／3】

(新)	(旧)
<p>また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合には、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。</p> <p>③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。</p> <p>④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。 ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和6年9月5日改定)」は、廃止する。</p> <p>(後略)</p>	<p>また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合には、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。</p> <p>③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。</p> <p>④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、令和6年9月5日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(令和6年6月27日改定)」は、廃止する。</p> <p>(後略)</p>

事業評価監視委員会の実施要領の改訂 = 事後評価 =

【新旧対比表】完了後の事後評価（公共）

(新)	(旧)
<p data-bbox="322 480 887 507" style="text-align: center;">国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領</p> <p data-bbox="94 549 1115 679">公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。</p> <p data-bbox="94 724 215 751">第1 目的</p> <p data-bbox="116 761 1115 892">公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。</p> <p data-bbox="107 938 174 965">(中略)</p> <p data-bbox="94 1010 215 1037">第8 施行</p> <ol data-bbox="116 1046 1115 1214" style="list-style-type: none">1 本要領は、令和7年9月18日から施行する。 ただし、本要領の規定は、令和8年度以降に適用する。2 本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（令和6年6月27日改定）」は、廃止する。	<p data-bbox="1361 475 1926 502" style="text-align: center;">国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領</p> <p data-bbox="1137 719 1258 746">第1 目的</p> <p data-bbox="1160 756 2159 887">公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、完了後の事後評価（以下、「事後評価」という。）を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。</p> <p data-bbox="1151 933 1218 960">(中略)</p> <p data-bbox="1137 1005 1258 1032">第8 施行</p> <ol data-bbox="1160 1042 2159 1173" style="list-style-type: none">1 本要領は、令和6年6月27日から施行する。2 本実施要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（平成30年3月30日改定）」は、廃止する。